



總務省

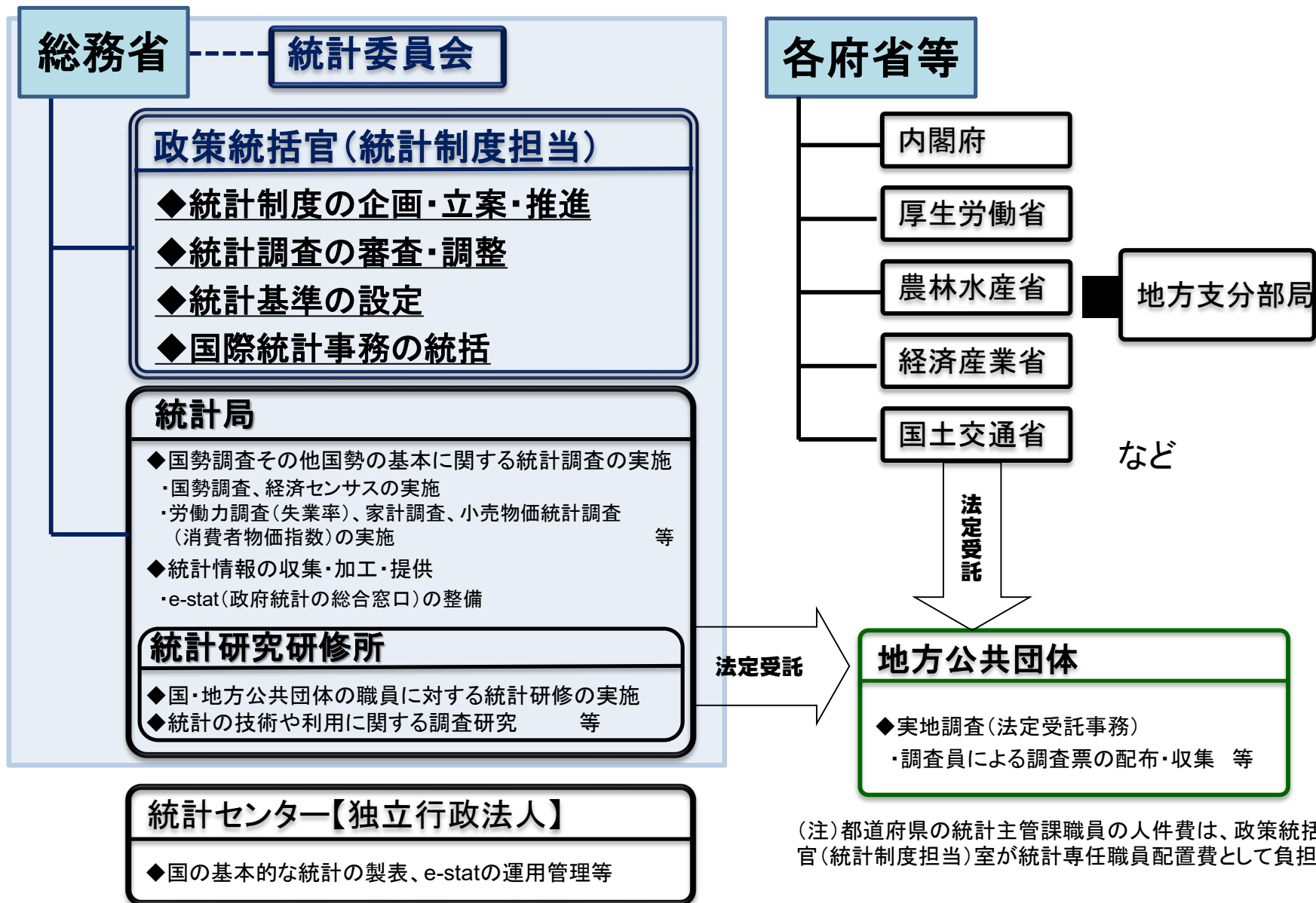
# 公的統計基本計画推進事業

(説明資料)

令和5年6月

政策統括官(統計制度担当)付統計企画管理官

# 国の統計作成に関する体制



# 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の概要①

## 1 公的統計基本計画とは

- ◆ 根拠：統計法（平成19年法律第53号）第4条
- ◆ 目的：公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進
- ◆ 改定手続：おおむね5年ごとに、統計委員会及び国民の意見を聴いた上で、総務大臣が閣議請議
- ◆ フォローアップ：毎年、基本計画の実施状況を取りまとめて公表するとともに、統計委員会において実施状況を評価

## 2 第Ⅳ期基本計画の策定

- ◆ 第Ⅲ期基本計画（平成30年3月閣議決定（令和2年6月一部改定））は、令和4年度までの計画期間。公的統計をめぐる社会経済情勢の変化や、公的統計の整備に関する施策の取組状況等を勘案し、第Ⅳ期基本計画（令和5年度からの5年間）を策定

（参考）策定までの経緯

- ・ 統計委員会の令和3年度統計法施行状況に関する審議において、次期基本計画に関する基本的な考え方について審議し（令和4年5月～12月）、その結果が統計委員会の意見（「第Ⅳ期基本計画に関する基本的な考え方～第Ⅲ期基本計画の取組状況等と第Ⅳ期基本計画の基本的方向性～（令和4年12月27日）」）として取りまとめられ、総務大臣へ提出
- ・ 同意見を踏まえ、基本計画の案を作成して、統計委員会へ諮問（令和5年2月1日）。パブリックコメントの結果も参照しつつ、審議が進められ、答申（令和5年3月7日）
- ・ 答申を踏まえ、各府省協議を経て、基本計画の案を取りまとめの上、閣議決定（令和5年3月28日）

# 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の概要②

## 第1 施策展開に当たっての基本的な方針

### <基本的な視点>

1. 社会経済の変化に的確に対応する公的統計の府省横断的整備の推進
2. 統計の国際比較可能性の向上
3. ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進
4. 品質の高い統計の作成のための基盤整備
5. デジタル技術や多様な情報源の活用などによる正確かつ効率的な統計の作成

【**総合的な品質の高い公的統計**】の適時かつ確実な提供を目指す】

施策展開

第2 公的統計の整備に関する事項

第3 公的統計の作成・提供・利用の  
基盤整備

【別表】

今後5年  
間に講じ  
る具体的  
施策

第4  
基本計画の推進

# 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の概要③

## 第2 公的統計の整備に関する事項

- 国民経済計算について、GDPの精度の向上、SUT体系への移行の計画的推進
- サービス産業を対象とした月次基幹統計の整備に向けた検討
- 経済のデジタル化等の実態を把握するための新たな枠組の検討
- 国民経済計算の新たな国際基準に係る国際的な議論への積極的関与
- SDGグローバル指標について、新しい情報源の活用可能性の検討も含めた整備推進
- 外国人の雇用・労働に係る統計の整備

## 第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備

- 業務マニュアルの整備、統計作成のPDCAサイクルの確立など品質管理の取組の推進
- オンライン調査の推進（オンラインによる回答割合の向上（企業系調査では8割以上、世帯系調査では5割以上を目指し、調査システムの改善等））、汎用集計ツールの開発など統計作成のデジタル化の推進
- 政府統計ポータルサイト（e-Stat）について、データ提供の拡充、検索性向上など機能改善
- 安全性を確保しつつ、調査票情報の利活用を可能とするオンサイト施設の拡大、リモートアクセスの実証実験の検討
- ビッグデータの活用（ビッグデータ保有者（企業）とユーザー（行政機関）のマッチング等の場の整備等）

## 第4 基本計画の推進

- 基本計画の推進体制、統計委員会によるフォローアップ等

# 産業連関表の見直し（SUT体系移行）

※SUT : Supply and Use Tables（供給・使用表）

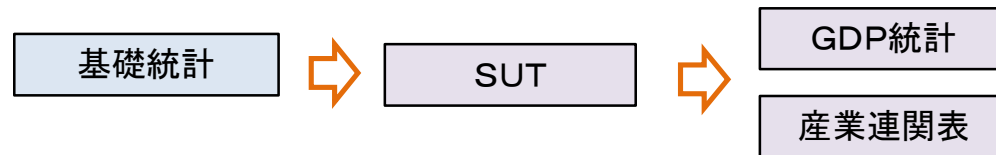
2017年  
統計改革推進会議

産業連関表などの経済統計全般について、2030年までの長期にわたる見直しを決定

現行は、5年ごとに総務省が作成する産業連関表を用いて、SUTや四半期ごとのGDP統計を推計

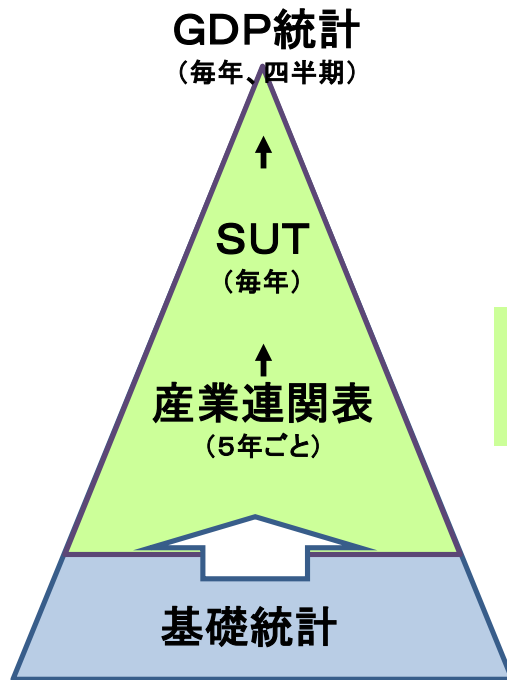


SUT体系移行: GDP統計の作成方法を先進諸国とあわせる  
…2024年6月に新たな産業連関表を公表予定



SUTを実測データから推計しやすく見直すことで、精度を向上  
2030年まで段階的に見直し

この移行にあたり、新たな産業連関表の推計手法を  
確立するために調査研究を実施



統計の基準  
(日本標準産業分類等)

# 統計監理官による統計作成プロセス診断の実施

「統計改革・EBPM推進検討チーム提言 – 国民の統計不信を払拭すべく不退転の統計改革を –」

(令和元年6月11日自由民主党行政改革推進本部統計改革・EBPM推進検討チーム)

○政府統計体制の強化

**統計委員会が若手専門家（外部人材）をプールし、各省に、いわば「統計技術面からの外部監査役」として派遣する。**

「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」(令和元年12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会)

○新たな機能の確立

**統計委員会が定める方針の下、総務省に専門家をプールして統計監理官として各府省に派遣（非常勤）し、統計幹事等をサポートする機能を付与。**

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和2年6月2日閣議決定)

○品質確保に向けた取組の強化

**・統計委員会が定める方針の下、専門家（品質管理の専門家・実務家、研究者等）を採用し、「統計監理官」として各府省に派遣し、統計幹事等を支援する。**

**・統計委員会が取りまとめる一般的な要求事項及び方針に基づき、総務省から派遣された統計監理官等が行う第三者監査も活用し、実査、集計等個々の統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。**

「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」(令和4年8月10日統計委員会)

○総合的品質管理（TQM）の推進

**「点検・評価ガイドライン」に基づく事後検証（自己点検）が各府省において実施される際に、これと併せて、「統計作成プロセス診断」を全ての基幹統計調査を対象に計画的に行う。**

上記取組に対応するため

- 総務省は、品質管理の専門家・実務家、研究者等を**統計監理官（非常勤職員）**として採用し、**統計委員会が取りまとめる方針及び要求事項に基づき、統計ごとの作成プロセスの現状やPDCAサイクルの実施状況を客観的に確認し、必要な助言等を行うこと**によって、各府省における統計作成プロセスの水準の段階的な向上を図る。

## <各府省>

Plan（計画）

Do（実行）

Check（評価）

Action（改善）・Plan（計画）

### ➤ 調査の企画

- ✓ 調査計画、実施計画の策定等

### ➤ 調査の実施

- ✓ 調査計画に基づく実査、審査・集計、公表等

### ➤ 点検・評価（各府省による自己点検）

- ✓ 調査計画の履行状況等の確認
- ✓ 業務マニュアルの整備、実施状況等の確認

### ➤ 調査計画、業務マニュアル等の見直し・改善

- ✓ 点検・評価結果（診断結果を含む）の活用
- ✓ 総務省、各府省統計幹事部局による支援

## <統計監理官>

## 統計作成プロセス診断の実施

〔統計監理官が各府省の統計ごとの作成プロセスをチェック・助言等〕

# 地方統計機構支援事業

## 【概要】

- ▶ E B P Mの推進の重要性が高まる中、第Ⅲ期公的統計基本計画において、「地方公共団体の実情や利活用ニーズ等も踏まえつつ、地方公共団体におけるE B P Mの推進を支援するため、都道府県別表章の充実に向けた上乘せ調査の技術面での支援や推計・提供方法の研究などに取り組む。」こととされ、これまで県民経済計算の評価・検証などの技術的な支援を行い一定の成果があった。一方、地方公共団体においては、政策立案に必要な統計データのニーズは益々高まっているものの、統計データを利活用することができる基盤（国の統計作成の知見を前提とした地域別統計の作成に関するノウハウ、統計分析のための専門知識等）は依然として十分に整備されていないのが実情であり、また、都道府県からこのような技術支援に係る要望が寄せられていることから、当事業は引き続き必要な取組と考えている。
- ▶ このため、現在検討中の次期公的統計基本計画においても当該取組は、地方統計機構を支援する取組として引き続き採用される見込みが高いものとする。事業内容は、統計の専門知識を有する国の職員や専門家の派遣などにより、特定の地方統計機構に対して地方統計の充実に必要な技術的指導を行い、その成果を他の地方公共団体にも横展開することにより、地方公共団体におけるE B P Mの推進を促すものである。

## 【現状の課題】

## 【目標・成果イメージ】

- ▶ 地方では、政策立案に必要な地方統計のニーズは益々高まっているものの、依然として統計の専門知識が不足しており十分な対応ができていない地方統計機構があることから、今後、地方公共団体におけるE B P M推進を図るため、国が必要な地方統計整備支援を行うことが重要である。
- ▶ 地方公共団体において政策立案に必要な統計データの整備や地域分析などが的確に行われ、E B P Mの取組が浸透することにより、効果的・効率的な行政の実現に資する。
- ▶ 統計データの活発な利用を通じて、そのニーズを踏まえた国の統計の体系的整備や精度向上の促進が図れる。
- ▶ 統計データがより国民の身近な地域（都道府県、市町村）の分析に活用され、その結果が地域の政策立案に寄与するような事例が多く出ることにより、地域の企業や一般の人々の統計調査に対する認知度が高まり、統計調査環境の改善・報告者の調査協力意識の向上につながるなどの効果が図られる。

対象都道府県

総務省

技術的支援

専門家の派遣など

▶ 特定の地方統計機構（2都道府県程度）

地方公共団体（都道府県）

都道府県独自の取組  
○国の統計作成の知見を前提とした地域別統計の作成  
○県民所得推計  
○県民経済予測  
など

政策立案

地方公共団体におけるEBPM（証拠に基づく政策立案）推進

事例紹介

他の地方公共団体（都道府県）

E B P M推進



# 公的統計におけるビッグデータの利活用の推進

## 施策効果の詳細

ビッグデータ等を活用するための基盤を整えることにより、地方の社会・経済実態についてより迅速かつ詳細に把握することが可能になり、各地域で直面している課題の把握・解決や地方での新たな産業の創出等につながる。

## 目的

社会・経済実態の把握に資するビッグデータ等を活用した統計作成を推進し、データ利活用の基盤を整備する。

## 概要

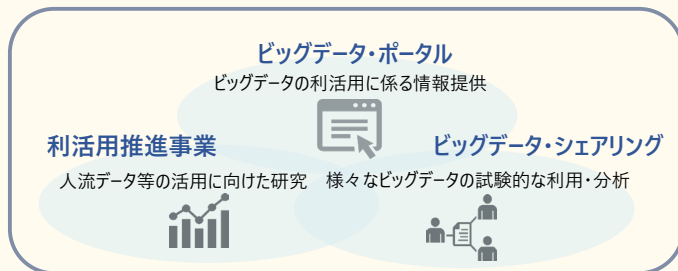
公的統計へのビッグデータの更なる活用を目指し、ビッグデータを活用した試行的な取組（ビッグデータ・トライアル）を推進する。そのための環境整備として、これまで取り組んできたビッグデータ連携会議における課題等の整理や実証研究を継続して実施するとともに、「ビッグデータ・ポータル」の機能強化や、ビッグデータの試験的な利用を可能にする場の実現に向けた検討等を行い、地方も巻き込んだビッグデータ等の利活用をより一層推進する。

- 総務省においては、これまで
  - 「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」における、ビッグデータ等の活用に係る優良事例や各種課題等の整理
  - ビッグデータを用いて算出した数値と、実際の公的統計の結果との比較検証事業
  - ビッグデータの利活用に関する情報を一元的に提供する「ビッグデータ・ポータル」の立ち上げ
 に取り組んできたところ。今後は、これらの取組を「ビッグデータ・トライアル」の実施に向けた環境整備事業として推進し、地方も巻き込んだビッグデータ等の利活用をより一層推進する。

### 令和5年度の取組（予定）

- 「ビッグデータ・ポータル」について、利用者のニーズ等も踏まえつつ、必要なアップデートや機能強化等を行う。
- 引き続き、実際の公的統計の結果とビッグデータを用いて算出した数値との比較検証等を行い、活用に応じた課題及びその解決策等を把握し、各府省への横展開を行う。
- 様々なビッグデータを試験的に利用すること（ビッグデータ・シェアリング）ができる場の実現に向け、制度面の課題等を整理するとともに、民間のデータホルダー、研究機関、地方公共団体等の関係者との連携の在り方等を検討する。

## 詳細



### <今後5年間における中長期的取組>

	令和5年度	令和6年度	令和7年度～令和9年度
利活用推進事業	人流データを活用した公的統計との比較検証	人流データを活用した公的統計との比較検証を継続	人流データ以外の新たなデータも活用した検証を行い、活用可能なデータの整備を更に進める
ビッグデータ・ポータル	必要な機能強化（事例掲載申請機能等）	ポータルの継続的な運用により、ビッグデータの活用の推進のための環境整備を進める（利用者からのフィードバックを踏まえ、継続的機能強化）	
ビッグデータ・シェアリング	ビッグデータ・シェアリングの実施に向けた検討	ビッグデータ・シェアリングを実施する場を試行的に設置	R6年度までの取組を踏まえ、ビッグデータ・シェアリングの場を実現し、ビッグデータ・トライアルの取組を加速

## 第4章 各分野の施策の推進

### 2. 分野別の施策の推進

#### (2) デジタル基盤整備

#### ③ データ連携基盤の構築

##### ii 公共・準公共領域におけるその他の共通サービス基盤の整備

##### 【具体的取組】

##### (b) 公的統計におけるビッグデータの利活用の推進

- ・ 公的統計へのビッグデータの利活用や、それによる地域課題の把握・解決等を推進するため、ビッグデータを活用した試行的な取組（ビッグデータ・トライアル）の実施とその成果の公開・検証を進める。このための環境整備として、従来取り組んできた「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」における課題等の整理や実証研究を継続して実施するとともに、様々なビッグデータの試験的な利用（ビッグデータ・シェアリング）ができる場の実現や、2023年1月から運用開始予定の「ビッグデータ・ポータル」（仮称）におけるビッグデータの活用に関する情報の一元的な提供等を着実にを行う。

# 社会経済情勢の変化に対応した統計整備・改善に資する課題の調査研究

## 「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月）抜粋

### 4 報告者負担の軽減と統計業務・統計行政体制の見直し・業務効率化、基盤強化

#### (4) 統計改革の推進の基盤強化

##### ④ 統計委員会の機能強化

統計改革の遂行を専門技術・信頼確保の面から支えるとともに、改革を一過性のものとせず、今後の環境変化に統計行政が迅速・的確に対応できるよう、統計委員会の専門性と公正性・中立性を高めるとともに、その自律性・機動性を高める。

- ・ 統計委員会自らによる課題設定等を支えるため、国際動向等の情報収集機能や研究機能、各方面からの要望把握機能を強化

## 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年3月）抜粋

### 第4 基本計画の推進

#### 2 基本計画の推進体制

また、統計委員会においては、統計法第45条各号に規定された所掌事務を通じて、積極的に意見を提示するとともに、以下のような取組を行うことにより、第IV期基本計画に掲げる各種施策の推進や支援等に努める。

- ① 社会経済情勢の変化に対応した公的統計の整備・改善に向けた観点から、その課題等を抽出し、統計整備に資するパイロット的な調査研究等を推進し、それらの研究成果を踏まえ、必要な統計の整備や改善に向けた方法を検討する。



統計委員会事務局において、研究テーマを設定して外部に委託して行う調査研究や職員による「ワーキングペーパー」の作成を実施

- 令和5年度：海外統計作成機関における重点整備分野、統計委員会との関係等の把握に係る調査研究
- 令和4年度：デジタル化の統計的把握に関する調査研究  
公的統計におけるデジタルツールを用いたデータ整備に関する調査研究

など